

福岡県知事 小川 洋 様

小川県知事をはじめ「福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」の関係者、そして、現場の保健所等関係機関での感染症患者対応など、昼夜を分かたずご尽力いただいております県職員の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

これまでの県内の急速な感染拡大を受けた知事の事前の政府要望に基づく「緊急事態地域」の指定や全国知事会から企業への休業補償等の政府要望、また、県内の軽症者のホテル療養措置、遊技場などへの休業要請の取組みがなされてきました。

しかし、知事もご高承のとおり、両政令市での発生が顕著であり、院内感染やクラスターも発生し、感染は全県下に拡がり収束が見えません。そうした中、県民や企業からは、各種の支援は時間との戦いであり迅速で県独自の柔軟な対応を求める声が上がっています。

民主県政クラブ県議団は4月2日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げました。この間、我が会派の所属議員に県民や関係団体から寄せられた問題点や要望などを取り纏めましたので、各部各課はもちろんのこと、国や九州各県、県下の市町村に要請され、取り組まれるようお願い申し上げます。

最後に、緊急事態地域の知事としてその権限を活かし、一段の強力なリーダーシップに期待します。そして、我が会派は、小川県政とともに新型コロナウイルス感染症拡大防止と撲滅、県民の暮らしや職場を取り戻すため頑張ることをお誓いし、要望といたします。

2020年4月16日

民主県政クラブ県議団 会長 岩元一儀

県民生活支援は時間との闘い

～新型コロナウイルス感染症対策への提言～

2020年(令和2年)4月16日

民主県政クラブ県議団

新型コロナウイルス感染症対策本部

県民生活支援は時間との闘い 目次

1	的確な情報発信を適時に行うこと	1
2	医療体制の維持と感染防止対策を徹底すること	1
3	子育て環境の維持と保護者の支援をすること	3
4	中小企業、労働者等を支援すること	4
5	生活必需品の確保・配布をすること	5
6	知事部局、教育委員会、警察本部に求めること	5
7	国に要望すること	7

1 的確な情報発信を適時に行うこと

現在、県民が一番不安なことは、新型コロナウイルスの原因、感染経路、確実な治療方法がわからず、明日の生活を見通せないことである。そのため、知事の責任の下、的確な情報を県民にいち早く提供し、県民の行動指針、県下企業の活動指針を明示することが必要であり、以下の点を提言する。

- (1) 毎日、定時にPCR検査件数、感染者数、重症・軽症を含む入院患者数等を公表すること。その際、感染が確認された方の行動は、感染者の人権に配慮しつつ、可能な限り公表すること。また、マスク、アルコール消毒液、その他生活必需品等の入手に関する情報も的確に提供すること。
- (2) 県が打ち出す対策は、国や他の自治体の情報を待って検討するのではなく、県民や本県の置かれている状況分析に基づき、本県で判断し、情報を提供し、そして迅速に行動に移すこと。
- (3) 知事会見で手話通訳を導入したように、あらゆる人々を想定したわかりやすい情報発信を強化すること。なお、知事会見の録画は開始から終了までの全体の発信をすること。
- (4) 九州・山口全体で各県内出身の著名人(スポーツ選手、芸能人など)による感染防止キャンペーンを展開すること。同時に、大型連休中の移動自粛についても広域的な取組みを考えること。

2 医療体制の維持と感染防止対策を徹底すること

県内の感染者数は400人を越え、死亡者も拡大している。また医療従事者の感染も確認され、今後の医療体制の保持は喫緊の課題である。今、県民は、人と会うこと、外出すること、更には定期的に診療を受けていた病院での受診にも大きな不安を覚え、感染が怖くて来院しない慢性疾患を抱える方々は大丈夫

かという懸念もある。介護施設等の入所者は体力に不安を抱え、感染対策に万全を期す必要がある。これら県民の不安を取り除くため以下の対策を提言する。

- (1) オンライン診療が可能な医療機関の拡大を図ること。オンライン診療の開始を目指す医療機関への財政的支援を行うこと。
- (2) 医療従事者の不足に備え、第一線を退いた医師、看護師等に支援可能な登録の要請を行うこと。また感染症の医療現場に勤務する医療従事者に危険手当(仮称「感染症対策従事協力金」)を創設し支給すること。加えて、感染者が急増した場合や医療従事者が感染した場合に備え、医療従事者の3, 4回のローテーションが可能な人的配置を進めること。
- (3) 保健所をはじめ、感染に関する検体採取や検査に従事する検査技師の陣容の強化と、危険手当の支給を行うこと。
- (4) 感染が疑われる患者に医師が保健所での相談を勧めても、保健所の対応が厳しい状況がある。そこで、東京都と都医師会で考えている保健所に加え、新たにPCR検査施設を設け、民間検査機関を活用し、検査の迅速化を図ること。それに伴う費用の助成を行うこと。またドライブスルー等で同様に検体採取が行える体制を整えること。
- (5) 医療機関において、患者の受入れ、症例、治療の内容など感染者の経過例の情報が共有できるネットワークを構築すること。
- (6) 要介護者が入所する介護施設等で不可欠なマスク、消毒液等は県が製造業者、流通段階での取扱業者から直接確保するなどして優先配分すること。
- (7) 災害発生時は避難所で避難者の3密(密集、密閉、密着)が予想され、本年度の出水期に備え、避難所での感染症対策のガイドラインを定め、各市町村に対し事前に対応を講じるように要請すること。
- (8) 路上生活者は十分な生活環境になく、感染すると重症化や感染拡大が予

想されるため、路上生活者の実態把握に努め、県や市町村が責任をもって支援団体と協力して居住場所の確保、健康保持の支援に努めること。

(9) ホテルでの療養については、定期的にホテル内を消毒するなど、感染防止に万全を期すこと。

(10) 過度な勤務を強いられている医療従事者に精神的なケアを充実すること。

(11) 検体輸送や軽症者などのホテルへの移送は民間の機関や自衛隊などの応援を求めること。

3 子育て環境の維持と保護者の支援をすること

乳幼児、園児は保育所、幼稚園への登園制限が行われ、また児童生徒は学校に通えない状況である。一方で、保育所、幼稚園に勤務する職員は閉園しない限り休むことが出来ず、家庭に残された自分の子どもを保育できない。一方、保育所に登園する子供の減少で、交代勤務となった保育士は収入減となっている。これらの問題に対し以下の対応を提言する。

(1) 3密が避けられない保育所等ではクラスターが起きやすいため、子どもたちの登園を極力避けるように要請すること。

(2) 家庭保育のため、休業を余儀なくされた家庭への金銭的補償を図ること。
交代勤務となったことで減収となる保育士等に減収分を補填すること。

(3) 子どもが職員にしがみつくと、子ども同士が接触するなど濃厚接触が避けられない保育所、幼稚園、学童・放課後児童クラブ等で子ども、保育士等にも感染の恐れがあることから、十分な感染防止対策を行うとともに、子どもの感染に関し、免責規定の整備をすること。

(4) 家庭で保育できない子供を預かるように要請された学童・放課後児童クラブの指導員等に対して、給与の改善や社会保険制度の対象にするなど、待遇

改善や安定した雇用環境の整備をすること。

4 中小企業、労働者等を支援すること

街で人の往来や海外からの観光客が激減し、各地のイベントも中止となり、商工業者は売上げの減少、生産の縮小が起きている。また、イベント中止により、障がい者施設が行っていた出店も出来ず、収入の道を閉ざされた施設もある。各種会合の中止は、飲食店にも大きな影を落とし、タクシー業界では収入が半分以下になったとの声も聞く。このような状況の中、県内中小企業、そして労働者等を支援するため以下の対応を提言する。

- (1) 新型コロナウイルスの感染が下火となり、経済活動が回復するまで、借入金の返済猶予、必要な資金の無利子融資など中小企業の資金繰りには万全を期し、倒産が起こらないようにすること。
- (2) 感染拡大で影響を受けている事業者への休業支援を実施すること。この対応において、県内の市町村で格差が生じないように県が調整し、財源を確保すること。また、飲食店、小売店で利用可能な「未来のお食事券」の発行を検討すること。また、本年度4月から開始された宿泊税については、納税者、事業者の負担にならないような課税、徴収、納税の仕組みを検討すること。
- (3) 解雇や一時休職している労働者に対して、必要な家賃や生活の資金を迅速に給付すること。解雇により社宅を退去させられた労働者に対して県営住宅など公営住宅等への居住を進めること。
- (4) 非正規労働者が多い、いわゆるネットカフェ難民に対して一時保護や相談体制を整えるとともに、学業と生活に要する費用をアルバイトで補っていた学生の支援体制を早急に整え実行に移すこと。
- (5) 新型コロナウイルスに感染した、または感染の疑いがある労働者に対し

ては「傷病手当金」の全額を国が負担することとなった。県は、関係者が速やかに傷病手当金を受け取れるように、後期高齢者医療広域連合、及び国民健康保険組合に対して早急な関係条例の改正を促すこと。

- (6) 小売業等の労働者など、県民と向き合った仕事に従事する労働者にマスク、消毒液等を安定的に供給するとともに、PCR検査の機会を確保すること。
- (7) 事態の収束により経済活動が回復したのち、離職者、被解雇者が確実に前の職場に復帰できるように企業に働きかけること。
- (8) 今春就職をして試用期間中に解雇された者、内定取消しによって就業できなかった者について、可能な限り県や市町村の臨時職員として就業の機会を確保すること。

5 生活必需品の確保・配布をすること

現在、マスク、消毒液、体温計に代表される県民が入手しにくいものがある。

県は、県民が必要な必需品を入手出来るようにすべきであり、以下の点を提言する。

- (1) 県が率先してマスク、消毒液等の生産者や取扱業者に対し、その生産状況、流通状況を確認した上で、その情報を的確に県民に提供すること。
- (2) 医療機関、介護施設、保育所、学童・放課後児童クラブなど、マスク、消毒液、体温計等を必要とする施設、また、障がい児・障がい者など医療的ケアが必要な方、介護を必要とする親族を抱える家庭に対しては、必要に応じて県が必需品を確保し、市町村と協力して配布すること。

6 知事部局、教育委員会、警察本部に求めること

まさに今、新型コロナウイルスとの戦いの最中である。県民の命を守ること、

県民の安全、安心の実現は、知事部局、教育委員会、警察本部の職員の務めである。そこで、以下の点を提言する。

- (1) 体調管理、適切な勤務体制を維持し、職員から感染者を出さないようにすること。感染者が出た場合、その拡大を防ぐこと。
- (2) 妊娠中の職員、基礎疾患を有する職員の感染防止への配慮、未就学児・子どもの養育が必要な職員に職務専念義務免除の措置、また勤務先で3密を避けた職場環境の整備を行うこと。
- (3) 保健所をはじめ、保健医療介護部、福祉労働部は多忙を極めている。このような状況に鑑み、限られた職員の中で、その時々増員を必要とする各部各課へ人員を柔軟に配置し、今後の感染拡大防止、県民の生活維持に全力を尽くすこと。
- (4) 県内各市町村と密に連絡を取り、いわゆる「青パト」に代表される、地域で重要な役割を果たしている活動など、県民の生活の支援のために今何が求められているか検討を重ね、実行に移すこと。
- (5) 消費生活センターに寄せられる事案など、新型コロナウイルス感染拡大に伴う詐欺事件の発生が見られる。各行政機関の寄せられる情報に応じて各部各課でその対策強化を図ること。
- (6) 県民の生活支援の対策として行われる各種助成制度については、その申請を可能な限り簡便な制度とすること。また、今年度の事業で応募期間が決まっているものはその時期の延長と広報を行うこと。
- (7) 休校や休業に伴い、DV や児童虐待の報道を見ることがある。警察本部を含め、関係する各部各課と市町村は連携して対応に取り組んでいくこと。
- (8) 県立学校を含め、多くの公立学校は休業中であるが、教職員の感染予防の観点から在宅勤務、若しくは職免研修（校外研修）を活用し在宅勤務に準じ

る方策を講じること。

7 国に要望すること

全国的に共通し、且つ早急に対応が必要なことについて、以下、国に対応を求めるべき点を提言する。

- (1) 短時間で新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか検査できる検査キットを早急に開発し、検査体制・医療体制の充実を図ること。治療薬やワクチンの開発を更なるスピードで行うこと。
- (2) 重症者のための人工呼吸器、ECMO（「体外式膜型人工肺」による治療法）、医療従事者のための防護服を増産すること、この場合、国の製造許認可に関する手続きを大幅に簡略化すること。
- (3) 企業の昨年度、若しくは一昨年度の年間収入から大きな減収が見込まれる企業には財政支援を行うこと。昨年度の事業実績のない設立から間もない企業は減収実績が掴めない状況である。このような企業に対しても助成する制度の創設を行うこと。
- (4) 1世帯に30万円の現金支給制度は、世帯主の月収を基準に算定されるが、家庭によっては世帯主と他の家族の月収を合わせて生活が成り立っている場合もある。そこで生活単位である世帯全体の月収を基準とする制度を新たに創設すること。また、国民一人当たり10万円の現金支給を早急に行うこと。
- (5) 雇用調整助成金は、企業が申請する制度となっているが、手続きが煩雑で企業によっては申請しない場合もあるため、中小企業が申請しやすいように手続きの簡素化を図ること。また労働者本人でも申請出来るように制度の改正をすること。

(6) 中小企業、労働者が負担する租税、社会保険料、公共料金等の支払を猶予すること。